

自治研 かんがわ

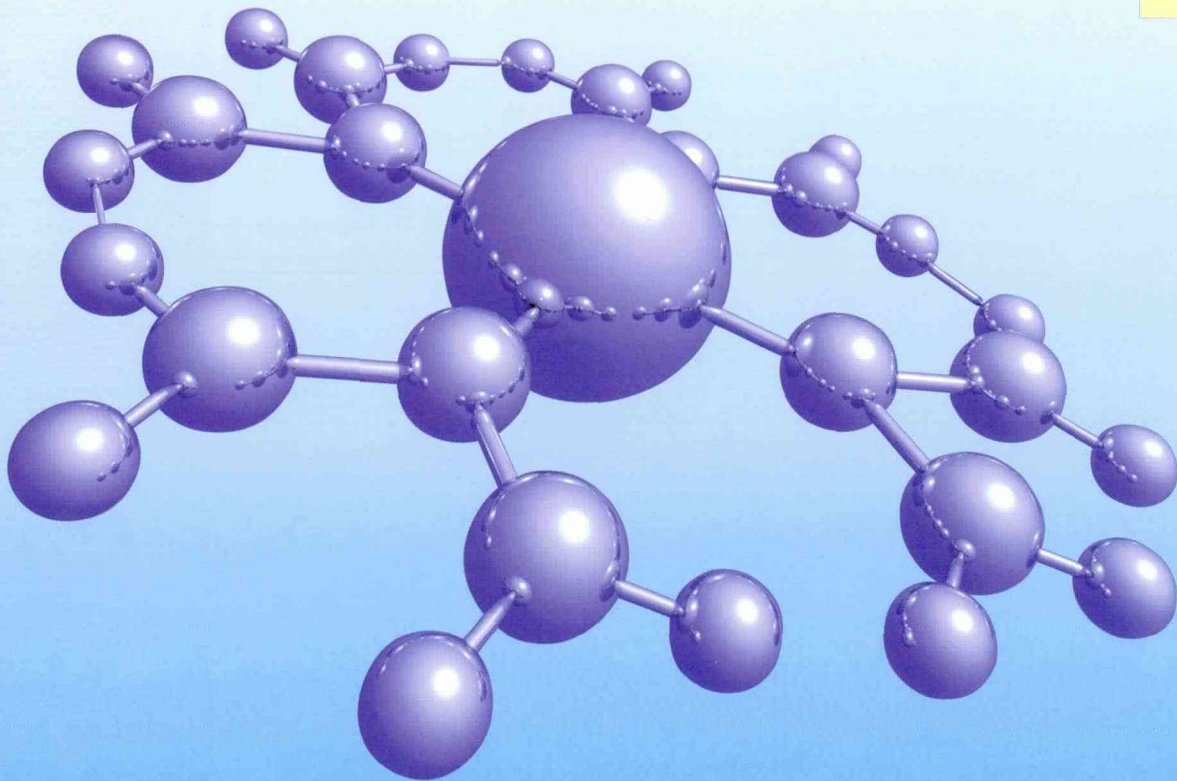
2009

12

No.118

(通算181号)

通算 182号
正しい



基本条例の制定と今後の活用
定管理者制度の導入状況調査結果を公表
ジウム「公契約を考える」開かれる
政令指定都市への移行が決定

社団法人 神奈川県地方自治研究センター



自治研 麻 かながわ

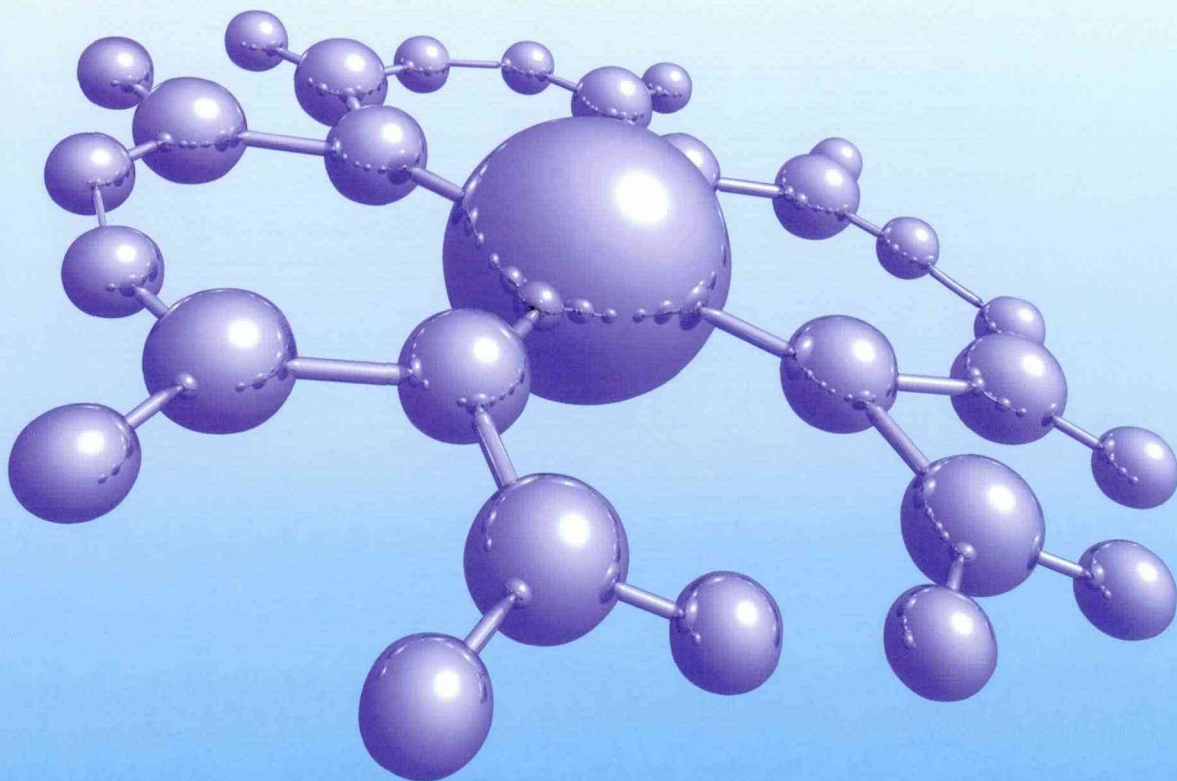
2009

12

No.118

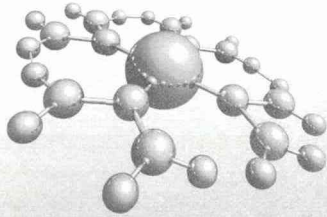
(通算181号)

- ◆ インタビュー
葉山町議会基本条例の制定と今後の活用
- ◆ 総務省が指定管理者制度の導入状況調査結果を公表
- ◆ 緊急シンプジウム「公契約を考える」開かれる
- ◆ 相模原市の政令指定都市への移行が決定



社団法人 神奈川県地方自治研究センター





◆ 葉山町議会基本条例の制定と今後の活用
◆ 総務省が指定管理者制度の導入状況調査結果を公表
◆ 緊急シンポジウム「公契約を考える」開かれる
◆ 相模原市の政令指定都市への移行が決定

もくじ***CONTENTS

インタビュー

葉山町議会基本条例の制定と今後の活用

(社)神奈川県地方自治研究センター理事 横山すみ子……………1

総務省が指定管理者制度の導入状況調査結果を公表

—前回調査(2006年)から約8,000施設の増加—

編集部……………11

緊急シンポジウム「公契約を考える」開かれる

—約250名を超える参加で、熱い討論が行われる—

編集部……………15

相模原市の政令指定都市への移行が決定

—全国で19番目、県内で3番目、戦後誕生の市では初の政令市に—

編集部……………17

Topics・トピックス・とびっくす……………19

葉山町議会基本条例の制定と今後の活用

(社) 神奈川県地方自治研究センター理事 横山 すみ子 氏

2009年7月に、葉山町議会で議会基本条例が可決・成立し、10月1日から施行された。県内町議会では、湯河原町議会、大井町議会に次いで3番目の議会基本条例となる。

当センター理事の横山すみ子さんは、この条例制定過程の前半には葉山町議会議員として関わり、後半は議会を離れた一人の町民として審議を見守ってこられた。葉山町議会の議長経験者でもある横山さんは、他方で、市民と議員の条例づくり交流会議(※1)の実行委員や、自治体議会改革フォーラム(※2)の呼びかけ人を務めるなど、議会基本条例の制定や議会改革の全国的な動きにも精通している。

そこで本号では、葉山町議会基本条例が制定に至った経過や条例制定の意義、また議会改革の広範な観点から、今後の条例活用にあたっての課題などについて語っていただいた。

〔なぜ議会基本条例が必要となったか〕

○編集部：

まず始めに、葉山町議会で議会基本条例をつくろうという動きが出てきた経緯からお尋ねしたいと思います。

●横山：

葉山町議会では、議会基本条例をつくるという話が出る以前から、10年以上議会改革に取り組んできていました。

その一つとして、まず議員定数の削減があります。葉山町の人口は現在約3万3千人で、議員定数は現在17ですが、20年ぐらい前に定数24だったところから、20→18→17と減らしてきました。

また、傍聴者に対する議事次第配付や資料閲覧、政務調査費の領収書添付の報告の義務付けや旅費規程の見直しなど、細かなところは手を付けてきました。

議会運営についても、質問通告の時期の改善や、一問一答方式、無所属の議員にも質問時間の制限を加えない、議会運営委員会に無所属議員のポジションが一つ当ててあるなど、他の議会に比べると民主的で、進歩した議会だと思います。

私が議長をしていた2000年頃には、まだあまりにも宿題が多かったので、できるだけ課題を片付けたいとの思いで、改革をすすめました。私の前の議長の時代から議会改革の取り組みを始めていたのですが、先例を変えるための全会一致という慣行があり、それには膨大なエネルギーが必要でした。

そこで、当時の議会事務局長と相談して、



横山すみ子氏

全議員にアンケートで改革が必要な項目を出してもらいました。それぞれの項目を当面すぐにできるもの、中期的な議論が必要なもの、将来目標、予算を伴うか、予算を伴わないか、などの分類で整理し、その中から優先順位をつけてやりました。

そのように、議会改革のやれることはやっていたのです。前の議長さんも、議員もみんな、何とかしないといけないと思っていました。でも、それだけ議会改革に取り組んでいるのに、どうして議会が変わらないのか、首長に対する議会の力が弱いのだろうか、といった疑問がありました。そんなときに出会ったのが、北海道の栗山町議会の橋場議長のお話だったのです。

栗山町議会は、2006年5月18日に全国で初めて議会基本条例を制定・施行した議会です。2006年7月に私が実行委員を務めた「市民と議員の条例づくり交流会議」のフォーラムがあり、橋場議長は栗山町議会基本条例についての講演をされました。栗山町議会では勉強のため、フォーラムに複数会派で参加したのですが、橋場議長の講演での「議会は討論の広場である」という発言に、私たちは大きな衝撃を受けたのです。

橋場議長の話聞いて私たちは、議員本来の役目を自覚して強くなるとういうような、議会の機能に対する改革の深い話をしていなかったことに気づかされました。

○編集部：

議会本来の役目とか、議会が強くなるとういうのは、具体的にはどのようなことでしょうか。

●横山：

議会が首長に対して強くブレーキをかけるためには、予算を通さない、否決する、不信任議決をするなどの権限はありますが、それには覚悟を決めないといけません。また、日

常的なやりとりについて議会は受け身の姿勢になることが多くて、先にブレーキかけるようなことはあまり行われていません。

栗山町議会は、行政のチェック機能に重きを置いて、議会の重要な役割である立法機能をほとんど活用していない現状でしたので、議会本来の役目として、議員が議会力を強めて、提案権を行使していく必要がある、ということに気づいたのです。

また、議会ですら質問しても首長との力関係が変わらないのは、それが一方通行だったから、ということも理解しました。つまり、問題を解決するために首長や議会の多数を動かす、という形態の議員の政治活動が多く行われていて、それは個人の議員力だけ議会力でなかったんですね。議会全体の力が高まっていたわけではなかったということです。

議員が目の前にある問題を解決するためにどうするか、という視点だけで政治活動をした場合は、解決のプロセスが周囲に見えにくくなります。解決はできたけど、その経過がみんなにわからないので、町民と問題を共有することもできないし、町民もそれに対する興味が湧かないということになります。だから問題への対応が後退したときにも、周囲にはその理由がはっきりしないということになってしまいます。

栗山町議会の話を聞いて、公開で議論することによって、問題点がはっきり出てきて、そのことに関心のある人や利害関係のある人が発言で参加することで問題解決に到達した方が、はっきりしない理由での後戻りをしないということに気づきました。そのことを定着させれば、大勢が見ているので変な理由での後戻りがしにくいと思うのです。

私がそれまで不足していると感じていたことはこれだ、と思いました。

それから栗山町の場合は、本当の意味での町民の参加・参画をやっている、町民の発言

をきちっと受け止めているということが衝撃的でした。こちらの議会には、町の人たちと一緒にやっというふうな意識があまりなかったからです。

〔議会基本条例検討の始まり〕

○編集部：

議会基本条例の検討は、どのような形で進められたのですか。

●横山：

議長を交代した後、議会基本条例制定を進めるためもあって、私が議会運営委員長を引き受けました。

議会運営委員会では、正・副委員長とともに、栗山町の橋場議長の話を聞いて目が覚めたメンバーが中心になって、少しずつ取り組みを始めました。ただ、橋場議長の話を聞いていなかった議員も多かったので、初めの頃は、なぜ議会基本条例が必要なのかという点について、なかなか理解を得られない部分もありました。

そこで、自治体議会改革を専門に研究されている廣瀬克哉教授（法政大学）を講師に招き、議員研修会を行いました。研修会では、地方分権改革の中で議会がどのように位置づけられつつあるのかということ、また、現行でも議会が改革できることをやっていないということなどを学びました。

この研修会の翌月、2007年8月7日の議会運営委員会で、議会基本条例の制定が正式に決まりました。

また、超党派の議員8名で栗山町議会を訪問し、現地調査をしました。その際、栗山町議会基本条例の中身は、議会が今までやって来た取り組みを文章にしたもの、という話を聞いて大変驚きました。

○編集部：

条例検討の比較的早い段階で、町民の意見も聴かれていましたね。

●横山：

議会運営委員会で、議会基本条例に向けて町民からも意見を聞こうということになり、2日間、4地区で「議会についての町民のご意見を伺う会」を開催しました。

このときは2～3ヶ月前に日程を決めて広報に出したのですが、それから町長の問題がいろいろ出てきてしまって、ちょうど町長・副町長の辞任という話が浮上してきたときに、意見を伺う会を開催することになりました。そのため、会では、議会や議会基本条例についての意見交換よりも、なぜ議会がきちんと町長・副町長を監視していなかったのかという意見や町政に関わる苦情が多く出てしまったのです。

○編集部：

議会運営委員会が町民との意見交換会を終えた頃に、横山さんは議会を離れ、今度は町民の立場から議会基本条例の制定を見守っていくことになりましたね。これまでの間、条例制定の経過をどのようにご覧になっていましたか。

●横山：

条例の素案づくりでも町民への説明会はありませんでした。素案の段階で意見交換を求める陳情も出て、議会運営委員会で趣旨了承の扱いとなったのですが、結局、意見を聴いたのは、パブリックコメントだけでした。

直接意見を聴く機会を持たなかったのは残念です。議会運営委員会の議事録をみると、質問に答えるのがいやだというような議員の発言もあったので、もしかすると意見を聴く会のときの経験が議員にマイナスに作用して、対応が慎重になられたのかもしれない。

〔葉山町議会基本条例の意義と課題〕

○編集部：

葉山町議会基本条例の内容については、どのように評価されていますか。

●横山：

まず、条例制定の狙いの一つに、議会の中で一方通行の質問に対する答弁という形ではなくて、議員間の横のやりとりがしたいという考えがありましたが、それをいい形で活用できるような条文にできなかったのは残念です。

たとえば、第 11 条で議会審議における論点情報の形成を、第 13 条で議員間の討議を表現したところがありますが、実際の審議は委員長の裁量に委ねられてしまうので、どうやって活発な議論をするのか、疑問に思うところがあります。

具体的には、議案審議に入って行政側を呼んで説明を聞いた後、行政側が退席して議員同士の議論をやると宣言してから、どこまで何をやるのか、という訓練が必要だと思います。

現在は、議員が反対や賛成を表明する討論に対して、議員同士では討論をしない慣例なので、反対や賛成は言わばなしになっています。それが、議員の討論に対してもう一度討論するという形になれば、聞いている方は面白くなるのですが、条例ではそこまで踏み込んではいません。ここがもっと充実するといいと思います。

政策立案型の議会に自由討議が大切だということ、議員にまだあまり認識されていないという印象です。

○編集部：

町民の参加・参画という面では、いかがでしょうか。

●横山：

委員会傍聴については公開が原則になりましたので、条例が施行された 10 月 1 日に傍聴に行った人たちは、委員会の許可を待たずに委員会室に入れたことに驚いたそうです。

ただ、私も議会の外に出てわかったのですが、今のやり方だと情報量のギャップがありすぎて、傍聴者には委員会の審議が見えないと思います。

以前、議会改革で検討したときには費用の面があつて、傍聴者に対する資料の提供は議事内容と一般質問の内容ぐらい、ということになってしまいました。傍聴する立場でみると、委員会の審議が見えないので、椅子に座って議員が寝ているか寝ていないかを見ているだけになってしまい、つまらないのです。

傍聴者は、交通費を使って、時間を作って議会まで来ているのだから、その場では議員と同じ資料を提供したほうがいいと思うようになりました。資料は、帰りに返してもらうとか、必要に応じてコピーしてもらうとか、そういうやり方でもいいので、議論を聞いて何か感じるものがあればご意見いただきたい、と傍聴者に聞いてはどうかと思います。

請願や陳情に関係のある人たちが傍聴に殺到することはありますが、普段でも傍聴に来る人というのは、貴重な存在です。議会モニターのしくみを作るのもいいけれど、せつかく足を運んでくれた人を大事にすべきです。

これから議員同士の議論が始まったら、傍聴して議員の意見を追いかけてくれる町民は貴重な存在なので、「お得意様」は大事にした方がいいと思います。

○編集部：

町民との意見交換のあり方については、どうお考えですか。

●横山：

意見交換会の制度は、住民との意見交換から政策をまとめるための議会の大事な手段の

はずですが、残念ながら条例には盛り込まれませんでした。意見交換会などは、別途要綱で定めるとの条文になっています。

意見交換会は、議会が力を持って行政と対峙するためには大事な手段です。議員が個人で意見交換をする場が増えることも大事ですが、システムとしての意見交換会があったほうがいいと考えます。

そういう点で言うと、葉山町議会基本条例は、町民参加について弱い条例ですね。

要綱では、意見交換会はテーマを設定してやるということが定められています。また、意見交換会を発議できるのは議員と議長だけで、町民からの請求権はありません。

議会が住民に扉を開けないと距離が遠くなってしまって、もったいないと思います。うまくいくかわからないけど、やってみてはどうでしょうか。国で行われている事業仕分けのように、必ずしもいい面ばかりではないでしょうが、一度はやってみないと変えられませんが、システムとしての意見交換会があれば、全議員や多くの町民が見えやすい場所で公の関係を作れるので、風通しもいいのではないかと思います。

【議員・議会による政策づくりの知恵】

○編集部：

今のお話で、意見交換会は議員の政策づくりにも不可欠な手段である、というような視点を提示されましたが、町民との意見交換というのは、議員の政策づくりにどういうメリットをもたらすのでしょうか。

●横山：

町民の中には、それぞれの専門分野で、議員よりも豊かな知識と経験を持っているのに、あまり政治に参加することが好きじゃなかったという人も山ほどいます。その人たちの知

恵を政策づくりに活かすことができると思います。

議員はある程度以上の能力を持った人が多いので、議員になるとあらゆることを自分が知っていないといけないと思ってしまいがちです。でも議員はあらゆることに関してプロであるわけではなくて、個々のテーマについては町民の方がよく知っている可能性が高いのです。そう捉えると、町民の知恵を借りるなり、一緒にやる方が絶対いい結果が出ます。そういうふうに考え方を変えてしまった方がいいのではないのでしょうか。

もちろん地方議会でも政策のプロが入ってくれるほうがいいし、そういう人が何人もいたほうがいいことは確かですが、議員になったから全部に詳しいと思うのは錯覚かもしれません。

議員には、情報はたくさん入りますが、一方で決断を早くしなくてはいけない場面が多いのです。そのときに、すべてのことを深く理解して判断しているのかというと、いささか怪しいところがあります。だからこそ、いろんな人の意見をもらいながら一緒にやった方がいいのです。

それから、研究所とか学者などの知恵も借りるなど、自分を過信しない方がいいと思います。議員に勉強は必要ですが、資料を読めたらそれで全部解決ということにはならないので、そこからどうしたらいいのかというときには、解決に向けていろんな人の力を借りることが大切です。

自分が優れていると思って議員だけが努力をしても、それが空回りになってしまうこともあります。どこにどういう知恵があって、どういう人たちがいるかをわかっていることも議員の政策能力の一つで、その議員の政策能力は高いと評価できるのではないのでしょうか。

○編集部：

学者などの知恵を借りるという今のお話ですが、横山さんは、議員と市民の条例づくり交流会議の実行委員も長く務められていますよね。そうした勉強会への参加が、葉山町で議会改革に取り組む際のヒントとなったところはありますか。

●横山：

議員と市民の条例づくり交流会議（通称：条例会議、以下「条例会議」と表記）に9年間ぐらい関わってきて、そこでの議論から私が感じていた疑問には次々と答えが出てきました。

初めは、条例会議の人手が足りないから実務の面で運営の手伝いをするつもりで入ったのですが、それを上回る得がたい機会になりました。特に若手の研究者などが中心になってフォーラムを作るまでの議論や、フォーラム当日からその後が続いていく議論が面白かったです。

それらの議論を通じて、条例をつくれれば議会が変わるということではなくて、議会改革は議会自身が変わるという問題だと気づき始めました。

議員は、目の前にあることを決断するために断片的な勉強はするのですが、理論立てて勉強をするという機会は、なかなかありません。私は、条例会議に出ることで理論的に理解できるようになって、自分の疑問がこういうことだったと理解できました。議員活動で煮詰まっている人や、どうしたらいいのかなと迷っている人たちには、そういう外部の勉強会で何かヒントがあると思います。

〔葉山町議会基本条例をこれからどう使う〕

○編集部：

葉山町議会基本条例は運用の段階に入りま

したが、これからポイントとなるのはどのような点でしょうか。

●横山：

栗山町議会基本条例の事例から、栗山町が条例でこれまでやってきたことを結果として文章にしたということ、条例を作っただけでなく活用し、そこに修正をかけていくことの大切さを学びました。

私自身、議会改革への取り組みは「やろうと思うことが何で議会ではできないの」という思いから始まったのですが、いつまでも自分が議会にいることはできないことも承知していましたから、いる間に議会改革を定着させておきたいとの思いもありました。

議会には4年ごとに選挙がありますから、選挙の後に、その前に在任していた議員たちの議会改革への思いや考えが、跡形もなく消えることがあります。それを継続していくために、まずは議会基本条例という形で、文字化をしておくことが必要と思っていました。

そういう意味では条例ができたので、中身は不完全かもしれませんが、今後が楽しみです。条例はできたらおしまいということではないので、これから実質をつくっていった次のステップへ、というやり方で力をつけていく、改善を続けていくやり方を目指すべきだと思います。

意見交換会についても、今年度中に1度やるという議会発言があったので、楽しみにしています。

○編集部：

その意見交換会も含め、議会と町民との関わりについて、これからどのような変化が期待できそうですか。

●横山：

条例文案検討中に町民に向けた説明会が開かれなかったのが、条例施行されてから、制定当時の議会運営委員長にお願いして、私た

ちの勉強会に条例の説明に来ていただきました。地域に広く呼びかけたのですが、そこには16人ほど参加者が集まって、活発な議論ができました。傍聴者が参加する甲斐のあるような努力を議会がやった方がいいとか、それを具体的に議会に提案していこうなど、今後の動きにつながる意見も出てきました。

この勉強会では、傍聴したことがある人も、したことがない人も入り交じって意見交換をしたのですが、委員会や本会議でなぜ町民と意見交換をしないのか、せっかく来た町民の意見を聴くことは不可能なのか、というような意見がありました。議会に慣れている人は、そういった疑問をはなから無理と考えがちですから、議会に慣れていない人の発言は非常に大事だと、目から鱗の思いでした。専門的な話よりも新しい目で切り込んでくれるので、そこから刺激を受けることが大事だと思います。

ただ町民の中にも、意見交換会などが開催されると、これまで発言の道を閉ざされていたこともあるので、そこで思い切り言いたいことを言っちゃう、という人も少なくありません。

議員も頭から否定されてしまったら、町民の意見を受け止めきれないと思います。町民も議会や議員と何かをするときにはどうやって取り組んだらいいのか、ということについて経験を重ねていくことが必要なのかもしれません。議員を最初からつるし上げるのではなく、議員と一緒に町を変えていくというスタンスで、信頼関係をつくっていくことが大事です。

○編集部：

最後に、これからの自治体議会に求められるものについて、横山さんのお考えを聞かせてください。

●横山：

私が初めて議員になったときに本当に驚いたことは、議員の行動や発言が大きな効果を生むということでした。それは議員の発言が個人的なものではなく、町民の何千人分かを託されて発言しているからです。当たり前のことですが、長くやるとわからなくなることもあります。そうした大きな力があるのに、本来議員としてやらなければならない仕事に対して十分に使われていないのは残念です。

そうになってしまう背景には、現職の議員が選挙というハードルに対し、より大きなエネルギーを使わざるを得ないということもあります。そのエネルギーを本来の議員の仕事に回せるようにするためにも、町の人たちが、議員が普段やっていることを評価して、頑張っている人に投票してくれるようになるといいですね。

※注1

各地で地域の課題解決に取り組み、政策提案や条例づくりをめざす市民や議員、研究者、自治体職員らが、知恵や経験を共有し互いに学びあい提起しあうために交流する場として、2001年から開催されている。

<市民と議員の条例づくり交流会議のホームページは以下参照。

<http://www.citizens-i.org/jourei/index.htm>>

※注2

市民と議員の条例づくり交流会議の中から、市民と議員による政策づくりが実践できる議会をつくらうと2007年に立ち上がった活動。具体的な改革目標を実現していくための活動も展開している。

<自治体議会改革フォーラムのホームページは以下参照。<http://www.gikai-kaikaku.net/>>

葉山町議会基本条例

平成 21 年 6 月 29 日 議決

平成 21 年 7 月 1 日 公布

(前文)

地方議会は、二元代表制のもと、住民主権を基礎とし、住民の信託を受けて活動する住民の代表機関であり、合議制による議事機関である。また、長その他の執行機関(以下「長等」という。)と独立、対等な関係を保ち、監視機能と立法機能を十分に兼ね備えた地方自治の実現を目指すものである。

地方分権改革を進める上で、地方自治体は自らの判断と責任において行政を運営することが求められている。地方議会及び議員は、住民福祉の向上を図るため、さまざまな行政の課題に対して、住民の多様な意見を的確に把握し、自立したまちづくりを進める責任を負っている。

葉山町議会(以下「議会」という。)は、このような認識のもと、これまでの良好な自然環境と住環境の調和を重視し、伝統ある歴史と文化を育みつつ、新しい価値を創造するよう努める。

議会は、高い政治倫理に基づき、議員の責務及び活動原則、情報提供など町民に開かれた議会運営の基本的事項を定め、町民の負託にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条

この条例は、真の地方分権時代に対応するため、合議制の機関である議会が担うべき役割及び議会に関する基本的事項を定め、議会の活性化を図り、町民の負託にこたえられる議会の実現を図ることを目的とする。

(議会の運営原則及び説明責任)

第2条

議会は、本町の基本的な政策決定、長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

2 議会は、前項に規定する議会の役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 公正性、透明性、信頼性を確保し、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して活動すること。
- (2) 政策立案機能の充実強化を図るとともに、町の施策が効率的かつ適正に実施されているかを町民の立場に立って監視及び評価すること。
- (3) 町民の多様な意見を的確に把握し、これを町政に反映させる議会運営に努めること。
- (4) 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会(以下「委員会」という。)の運営に当たり、必要に応じて参考人制度及び公聴会制度を積極的に活用し、多様な意見を踏まえながら、適切な判断を行うこと。

3 議会は、議会運営、政策の立案、決定、提言等に関し、町民に対して説明責任を果たすよう努めなければならない。

(議員の責務及び活動原則)

第3条

議員は、地域の課題のみならず、町政の課題とこれに対する町民の多様な意見を的確に把握し、合議制の機関である議

会を構成する一員として、議会活動を通じて、町民の負託にこたえるものとする。

2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。

3 議員は、議会活動について、町民に対して説明する責務を負う。

4 議員は、議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

(会派)

第4条

議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、合意形成に努めるものとする。

(町民の議会への参加及び町民との連携)

第5条

議会は、町民の多様な意見を把握し、議会活動に反映することができるよう町民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策の立案、提言の過程において、参考人制度、公聴会制度等の積極的な活用及び町民との意見交換等町民参加に係る制度の充実に努めるものとする。

(附属機関の設置)

第6条 議会は、議会活動等に関して必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、審査、調査又は諮問のための附属機関を設置することができる。

(広報機能の充実)

第7条

議会は、多様な媒体を用いた町民への情報提供に努めなければならない。

2 議会は、議案に対する各議員の意思を議会広報で公表する等、広報機能の充実に努めるものとする。

(委員会の公開)

第8条

議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会を原則として公開する。

(長等との関係の基本原則)

第9条

議会は、二元代表制のもと、長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策の立案、提言を通じて、町政の発展に取り組みなければならない。

2 議会は、長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(政策立案及び政策提言)

第10条

議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、長等に対し、積極的に政策の提言を行うものとする。

(議会審議における論点情報の形成)

第11条

議会は、まちづくりの基本方針並びに町民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される施策及び事業について、長等に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策を必要とする原因又は背景
- (2) 他の自治体の類似する政策との

比較検討

(3) 町民参加の実施の有無とその内容

(4) 総合計画等との整合性

(5) 政策の実施に必要な財政措置

(議会の議決事件)

第12条

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決事件は、基本構想に基づく基本計画に関することとする。

(活発な議論による合意形成)

第13条

議員は、議会の権能を発揮するため、委員会において、議員相互の議論を活発に行い、合意形成に努めるものとする。

(政務調査費)

第14条

政務調査費に関しては、別に条例で定めるところによる。

(議員定数及び議員報酬)

第15条

議員定数及び議員報酬に関しては、別に条例で定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、原則として第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。

3 議員定数及び議員報酬の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、その理由について説明責任を果たさなければならない。

(政治倫理)

第16条

議員の政治倫理に関しては、別に条例

で定めるところによる。

(議会改革の推進)

第17条

議会は、分権時代における地方議会のあり方を常に議論し、不断の議会改革をさらに推し進めるよう努めるものとする。

(議会事務局の体制整備及び予算の確保)

第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査、法制機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(最高規範性)

第19条

この条例は、議会運営に関する最高規範であって、議会は、この条例の目的及び趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

(検討)

第20条

議会は、この条例の施行後、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

総務省が指定管理者制度の導入状況調査結果を公表

—前回調査（2006年）から約8,000施設の増加—

編集部

前回調査から2年半が経過

総務省は10月23日に「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」を発表した。この調査結果には、2009年4月1日現在の各自治体における指定管理者制度の導入状況等が取りまとめられている。

前回調査結果が公表されたのは2007年1月で、調査時点は制度施行から3年後の2006年9月2日だった。今回の調査時点は、前回調査から2年半が経過したところである（※注1）。

本号では速報として、総務省調査結果の概要を取り上げる。（調査結果の詳細については、総務省ホームページの2009年10月23日の報道資料に掲載されている。）

神奈川県内では約200施設増える

全国で、指定管理者制度が導入されている施設数は70,022で、前回調査における全国の導入施設数61,565から、8,457施設が増加した。

自治体区分でみた内訳は、都道府県6,662施設、指定都市6,327施設、市区町村56,813施設となっている。神奈川県内の導入施設数は2,427で、前回調査の2,198施設から229施設が増えている。

民間企業等は増加、社団・財団は減少

導入施設の指定管理者の法人種別をみると、公共的団体（地縁団体を含む）が42.6%を占めており、最も多い（資料1）。

民間企業等として分類される株式会社（14.8%）、特定非営利活動法人（3.3%）、その他（学校法人・医療法人・共同企業体等）の法人（11.1%）の割合は合わせて29.2%となり、社団・財団法人（特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人の新旧制度含む）の割合27.5%とほぼ拮抗した。

前回調査と構成比率を比較すると、株式会社（有限会社含む）が11.0%から14.8%へ、特定非営利活動法人が1.7%から3.3%へと増加しており、微増傾向にある。

逆に前回調査比較で、減少傾向がみられるのは社団・財団法人である。施設数の減少（22,264→19,275）とともに、割合も9%近く減少（36.2%→27.5%）した。

近年の社団・財団法人を取り巻く環境の変化として、地方行革に伴う自治体の外郭団体の見直しや、新たな公益法人制度の法施行（2008年12月1日）があり、それらがもたらした影響について検証作業が必要である。

指定管理者の公募割合は約1割の増

指定管理者の選定手続きにあたって、公募

により候補者を募集している施設は、全体で27,992 となり 40%を占めた。前回調査の29.1%から約10%増えている。

選定に関わる情報を事前に公表している施設の割合は、選定基準 49.4%、選定手続き 51.5%、選定理由を公表している施設の割合は 54.2%で、概ね半数の施設が実施している。

指定管理者の評価実施は約6割

指定管理者についての評価実施は、今回の新規調査項目である。全国で、43,018 施設(61.4%)が評価を実施しており、うち評価に外部有識者等の視点を導入しているという施設も11,409あった。

県内では、県が指定管理者の業務実施状況を継続的に監視するモニタリング制度を導入している。

また横浜市は、指定管理者第三者評価制度として民間機関による評価や、外部評価委員会による評価を導入しているが、今年9月に策定した「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」では、新たに利用者や市民の意見を反映するためのモニタリング手法の検討にも着手することを打ち出している。

指定管理者の指定取り消しは672件

指定管理者の指定取り消しが行われた例は672件あり、前回調査の34件から約2年半で638件も増加した(資料2)。

取り消し理由として最も多いのは、指定管理者の経営困難等で253件(37.6%)、2番目に多い指定管理者の合併・解散等の149件(22.2%)と合わせると402件で、約6割を占めている。

県内でも、厚木市で今年9月「市ふれあいプラザ」の指定管理者が破産手続きを開始したため、当分の間市の直営管理にするという

報道(※注2)があった。指定管理者の経営実態把握は、自治体の大きな課題となっている。

また、指定取り消しに関連した今回の新規調査項目をみると、業務の停止を行った例が全国で8件ある。その理由としては、指定管理者の業務不履行3件、不正事件3件などが挙げられている。なお、施設の休止・廃止等、施設の見直しによるものも2件含まれている。

ほかに新規調査項目として、指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた事例と理由(資料3)が追加されているが、これも1,420件の事例がある。

指定管理者制度による管理を取りやめた理由として最も多いのは、施設の見直しに関連する理由で、「管理代行制度へ移行」が588施設(41.4%)、「施設の休止・廃止等」が197施設(13.9%)、「施設の民間譲渡等」が194施設(13.7%)となっており、概ね公の施設の設置者である自治体の都合によることうかがえる。

その一方で、「費用対効果・サービス水準の検証の結果」を理由に挙げる例も283施設(22.3%)あり、指定管理者制度導入に期待された効果を発揮できていない事例も、出てきている。施設設置主体の自治体側にも、民間ノウハウの活用方法について工夫が求められそうだ。

※注1：

当センターでも『自治研かながわ月報第96号(2006年10月号)』に、2006年4月1日現在の「指定管理者制度の導入状況に関する調査報告—神奈川県内の導入状況について」を掲載している。(財)地方自治総合研究所および全国の自治研センター・研究所とともに実施した全国の共同調査結果に先駆け、県内の状況をまとめたものである。

※注2：2009年9月28日付神奈川新聞。

●2009年4月1日現在(2009年10月公表分)の指定管理者制度導入施設の状況

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社	2 特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人	3 公共団体	4 公共的団体	5 特定非営利活動法人		6 1~6以外の団体	合計
						うち地縁による団体		
1 レクリエーション・スポーツ施設	3,925 (28.6%)	4,956 (36.1%)	110 (0.8%)	2,036 (14.8%)	1,169 (8.5%)	894 (6.5%)	1,821 (13.3%)	13,742 (100.0%)
2 産業振興施設	1,614 (22.6%)	1,037 (14.5%)	29 (0.4%)	3,197 (44.8%)	1,576 (22.1%)	185 (2.6%)	1,076 (15.1%)	7,138 (100.0%)
3 基盤施設	3,440 (15.6%)	9,348 (42.3%)	177 (0.8%)	5,674 (25.7%)	2,861 (12.9%)	210 (1.0%)	3,252 (14.7%)	22,101 (100.0%)
4 文教施設	1,003 (7.3%)	2,377 (17.3%)	40 (0.3%)	8,783 (64.0%)	7,937 (57.9%)	532 (3.9%)	982 (7.2%)	13,717 (100.0%)
5 社会福祉施設	393 (2.9%)	1,557 (11.7%)	78 (0.6%)	10,134 (76.1%)	2,308 (17.3%)	490 (3.7%)	672 (5.0%)	13,324 (100.0%)
合計	10,375 (14.8%)	19,275 (27.5%)	434 (0.6%)	29,824 (42.6%)	15,851 (22.6%)	2,311 (3.3%)	7,803 (11.1%)	70,022 (100.0%)

※出所:総務省自治行政局行政課「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(平成21年10月)をもとに編集部にて作表

<参考:前回調査結果(2006年9月2日現在)>

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社・有限会社	2 財団法人・社団法人	3 公共団体	4 公共的団体	5 NPO法人	6 1~5以外の団体	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	2,871 (25.3%)	5,113 (45.1%)	122 (1.1%)	2,115 (18.7%)	360 (3.2%)	749 (6.6%)	11,330 (100.0%)
2 産業振興施設	1,307 (21.4%)	1,002 (16.4%)	27 (0.4%)	3,113 (51.1%)	107 (1.8%)	540 (8.9%)	6,096 (100.0%)
3 基盤施設	1,762 (9.4%)	12,460 (66.3%)	92 (0.5%)	2,915 (15.5%)	113 (0.6%)	1,456 (7.7%)	18,798 (100.0%)
4 文化施設	570 (4.3%)	2,385 (18.0%)	49 (0.4%)	9,626 (72.6%)	250 (1.9%)	380 (2.9%)	13,260 (100.0%)
5 社会福祉施設	252 (2.1%)	1,304 (10.8%)	41 (0.3%)	9,949 (82.4%)	213 (1.8%)	322 (2.7%)	12,081 (100.0%)
合計	6,762 (11.0%)	22,264 (36.2%)	331 (0.5%)	27,718 (45.0%)	1,043 (1.7%)	3,447 (5.6%)	61,565 (100.0%)

※出所:総務省自治行政局行政課「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(平成19年1月)をもとに編集部にて作表

指定管理者の指定を取り消した事例とその理由

(単位:施設、%)

運用上の理由	費用対効果・サービス水準の検証の結果	80	11.9%	348	51.8%
	指定管理者の経営困難等	253	37.6%		
	指定管理者の業務不履行	7	1.0%		
	指定管理者の不正事件	8	1.2%		
団体自身の理由	指定管理者の合併・解散等	149	22.2%	149	22.2%
施設の見直し	施設の休止・廃止等	67	10.0%	173	25.7%
	施設の再編・統合	22	3.3%		
	施設の民間譲渡等	83	12.4%		
	施設の管理方針の見直し	1	0.1%		
手続き上の理由	公募要件不備・不選定等	1	0.1%	2	0.3%
	協定締結のための協議不調	1	0.1%		
合計		672	100.0%	672	100.0%

※出所:総務省自治行政局行政課「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(平成21年10月)をもとに編集部にて作表

資料3

指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた事例とその理由

(単位:施設、%)

運用上の理由	費用対効果・サービス水準の検証の結果	283	19.9%	317	22.3%
	指定管理者の経営困難等	34	2.4%		
団体自身の理由	指定管理者の合併・解散等	8	0.6%	8	0.6%
施設の見直し	施設の休止・廃止等	197	13.9%	1,050	73.9%
	施設の再編・統合	14	1.0%		
	施設の民間譲渡等	194	13.7%		
	施設の管理方針の見直し	57	4.0%		
	管理代行制度への移行	588	41.4%		
手続き上の理由	公募への応募なし	19	1.3%	45	3.2%
	公募要件不備・不選定等	2	0.1%		
	議会の不同意	23	1.6%		
	協定締結のための協議不調	1	0.1%		
合計		1,420	100.0%	1,420	100.0%

※出所:総務省自治行政局行政課「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(平成21年10月)をもとに編集部にて作表

緊急シンポジウム「公契約を考える」開かれる

—約 250 名を超える参加で、熱い討論が行われる—

編集部

はじめに

11月24日(火)午後2時から5時まで、東京の自治労会館で「緊急シンポジウム『公契約を考える—千葉県野田市における公契約条例制定を受けて—』」が、神奈川県地方自治研究センターはじめ全国8つの自治研センター・研究所と自治総研の共催、及び自治労、自治労関東甲、(財)自治労会館の後援で開催された。シンポジウムには、緊急な呼びかけにもかかわらず、参加希望者が殺到し、かなりの数をお断りした。それでも全国各地から約250名を超える参加者があり、会場はあふれるばかりとなった。

このシンポジウムは、千葉県野田市が9月29日に「野田市公契約条例」を制定したことを受けて、その条例の内容、意義を確認するとともに、改めて「公契約条例」をめぐる背景や論点を整理し、全国各地における今後の取り組みに向けた議論をすることを目的にした。

シンポジウムは、埼玉県地方自治研究センター事務局長の江野本啓子さんの司会で始まり、主催者を代表して自治総研の辻山幸宣所長からあいさつが行われた。

引き続き、根本崇野田市長から「野田市公契約条例の制定について」と題して記念講演が行われた。

私どもの後について来てほしい

根本市長からは、条例制定をめざした背景や条例提案までの経過、条例の逐条説明、法的問題点の検討経過等について要点を絞って話をいただいた。

根本市長は、まとめとして「この条例は、様々な法的検討を行ったが、いわばグレーゾーンである。それならば、条例をつくってしまおうと考えた。他の自治体もついてきてほしい。そして、国を包囲しよう」と熱く語られた。(条例の内容については、「自治研かながわ月報10月号」参照)

パネル討論

続いて、パネル討論に移った。パネリストは、兵藤宏(兵庫地方自治研究センター主任研究員)、武藤博巳(法政大学教授)、古川景一(弁護士・全建総連顧問弁護士)の各氏で、コーディネーターとして、勝島行正神奈川県地方自治研究センター事務局長が進行した。

最初に、勝島事務局長から、公契約条例にかかわる、「背景、野田市条例の意義、尼崎市条例案の経過と意義、ILO第94号条約の再確認とアメリカの動き、入札改革の取り組み、公共サービス基本法と公契約条例について」の概説が行われた。

続いて、兵藤氏からは、尼崎市の公契約条例制定の経験をふまえて「条例案提案の背景、官製ワーキングプアに対する現地でのとりくみ、条例案の骨子、当局の論点」等についての問題が提起された。

次に、武藤氏は、これまで自治体の入札改革問題にとりくまれてきた経過をふまえて、「行政サービスと公共サービスの範囲、入札改革のポイント、入札を政策手段に、政策的価値を入札に、公契約条例の必要性」について話された。

最後に、古川氏からは、全建総連の顧問弁護士として、全建総連の公契約条例案づくり、民主党の公契約法案づくりなどに携わってこられた経過をふまえて、「公契約法等の世界の動き、日本における自治体レベルでの導入の模索、公契約規制の基本的考え方、歴史的・思想的背景、アメリカ合衆国の場合、公契約規制における労働組合の役割」と広範囲にわたる提起をいただいた。

多岐にわたる課題・論点

一賃金の決め方を中心に議論一

この後、参加者との質疑・意見交換に移った。質問者・発言者は、計7名におよび、この問題に関する関心の高さと同時に、多くの課題があることも明らかになった。

その要点は、現行法令等との関係、公契約条例における賃金の設定をどうするか、受注企業との関係、議会・議員あるいは住民との関係、予算との関係、担当する職員との関係、指定管理者制度との関係等々多岐にわたっている。

中でも、公契約条例における賃金の設定のあり方については、参加者の共通する関心事であると同時に、パネリストの問題認識でもあることから、しばって意見交換を行った。

古川氏からは、「官製ワーキングプア対策になるというが、野田市の設定している829円や尼崎市の945円では、その効果はどうか。年収300万円より少し上の人には対策にならない。最賃は全体を大きく括れば括るほど下がる。だから、職種ごと熟練の度合ごとに対策しなければならぬのでは」との問題提起

があった。

武藤氏からは、「問題になっていることは、最低レベルの賃金で働く人の賃金をいかに引き上げるかだ。現在の最賃は、人間らしい生活ができないものだ。最賃の引き上げないといけない」と話された。

兵藤氏からは、「公契約条例における目安とすべき賃金とは何かについては、異論があることは承知の上で、あえて人事院勧告水準をとという考え方もあるのではないか。さらに年齢・経験を加味した標準賃金モデルということも考えて良いのではないか」と話された。

公契約条例における賃金をいかに位置づけ、制度として組み込むかの議論は、まだ、十分にできていない。根本市長も、野田市の水準について、議論の余地が大いにあることを前提に、あえて条例づくりに踏み出したと語っている。

知恵の出どころ

野田市の条例制定のインパクトはかなり大きなものであることは、このシンポジウムへの反響の大きさからも容易に理解できる。また、現実には、いくつかの自治体で公契約条例の制定に向けての具体的な動きが始まっていることが、明らかになっている。これまで、越えられないとされてきた壁が、野田市によって壊され、後に続くことができるようになったのだから当然なことといえる。

過去20年余にわたって、「公共サービス」は傷つけられ、崩壊の寸前ともいわれている。同時に、新しく「公共サービス」を創りなおそうとする動きもある。再設計の基本は、「公共サービス」は、社会の基盤であり、欠かすことができないこと、そして、その担い手の労働なくしては成り立たないことをふまえていくことである。公契約条例あるいは公契約法とは、そうした制度の再設計のための重要なカギとなるものであると思う。

相模原市の政令指定都市への移行が決定

—全国で19番目、県内で3番目、戦後誕生の市では初の政令市に—

編集部

2010年4月1日から政令指定都市に

10月28日、政府が「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令」を公布した。これにより相模原市は、2010年4月1日に政令指定都市へと移行することが正式に決まった。

2009年4月1日移行の岡山市に次いで、全国で19番目の政令市が神奈川県内から誕生する。戦後に市制が施行された市として、相模原市は初めての政令指定都市移行のケースである。

すでに横浜市・川崎市と2つの政令市が所在する神奈川県は、全国で初めて3つの政令市を抱える県となる。

なお、相模原市の人口は、2009年10月1日現在で712,318人(広報さがみはら11月1日号)。

政令市移行決定までの主な経過

相模原市の政令市移行が正式決定するまでの主な経過は、以下のとおり。

- ・2007年5月22日
市長が県知事に移行支援について正式に要望
- ・2007年7月26日
県と市による政令指定都市移行連絡会議を初開催

- ・2008年9月16日
行政区画の編成(区割り)案が決定
- ・2008年11月18日
県と市が事務移譲等に関する基本協定を締結
- ・2009年2月6日
市議会が「相模原市が政令都市に移行することについて市民の意思を問う住民投票条例案」を否決(※注1)
- ・2009年3月24日
県議会が「相模原市の政令と市指定に関する意見書」を議決
- ・2009年7月3日
県知事が相模原市の政令指定都市移行実現を求める総務大臣あての要望書を総務大臣に提出
- ・2009年7月14日
行政区の名称(区名)案が決定
- ・2009年10月2日
市長が総務大臣に要望
- ・2009年10月23日
政令指定都市移行が閣議決定

※相模原市ホームページ「政令市移行へ向けた最近の動き」をもとに作成。

県からの主な事務移譲

政令指定都市への移行後は、現在県が行っ

ている事務のうち、基本協定で1,084件の事務が市に移譲されることとなった。主な事務を挙げると以下のようなものがある。

【移譲される主な事務】

- 児童相談所の設置
- 精神保健福祉センターの設置
- 身体・知的障害者更正相談所の設置
- 国県道の管理
- 小中学校教職員の採用
- 特定非営利活動法人の設立認証

このほか、市の都市計画決定権限が拡大する、市が大規模小売店舗立地法の運用主体となる、特別高度救助隊を設置することなどが予定されている。

移行後の行政区は3つ

3つの行政区の区割りや名称(区名)については、2008年5月から市の行政区画等審議会で、検討がすすめられた。

まず同年9月には、審議会答申に基づき、行政区画の編成(区割り)案が決定された。

区名は、市民が応募した名称の中から審議会が区名の候補を選定し、住民意向調査等を踏まえて、今年2月に緑区・中央区・南区とする答申を示した。

答申を受けた市では7月に区名案として決定しており、市議会の12月定例会には「相模原市区の設置等に関する条例」のほか、関連の条例が付議されている。

なお、区名と主な対象地域、区割りの決定理由は下記のとおり。

【区名と対象地域】

- 緑区：橋本・大沢地区と旧津久井郡4町を含む市の北部
- 中央区：市役所周辺の市中央部

南区：相模大野駅周辺の市南部

【区割りの決定理由】

- ① 人口や産業活性化からの地域バランスが最も良いこと
- ② 旧相模原市域の3拠点(橋本、相模原、相模大野)のまちづくりが活かされていること
- ③ 旧相模原市域と津久井地域との合併後の新市一体化に期待できること

財政運営に対する市民の懸念

政令指定都市への移行にあたっては、市民から財政運営に対する不安の声も挙がった。

市民団体の「政令市を考える相模原市民の会」が、市の財政負担増に伴う市民の税負担増を懸念し、「拙速な移行ではなく、まず住民の意見を直接問うべき」として、移行の是非を問う住民投票条例制定を求める直接請求署名運動をすすめる動きがあった。

この団体は、今年(2009年)1月8日に有権者の50分の1を上回る2万7,484人分の署名(有権者の4.9%に相当)を添え、条例制定の直接請求を行ったが、条例案は市議会で賛成少数により否決され(※「主な経過」の注1)、政令市移行について住民の意思を問う住民投票は行われなかった。

県と市が締結した事務移譲等に関する基本協定では、移行に伴う市の財政負担として、総額約250億円の県債償還金が発生することが明らかとなっている。

条例案を否決した市議会に対しては、「市の財政運営の監視役として、これまで以上に厳しい目を注ぎ市民の懸念の解消に努める重い責務がある」(2月16日付神奈川新聞社説)との指摘がある。

他方で、将来的な財政運営への市民の不安を解消するためには、執行機関にも説明責任が求められていくことになるだろう。

Topics・トピックス・とびっくす

地方分権改革推進委員会が第3次、第4次（最終）勧告を提出 — 政権交代後の地方分権改革をめぐる動き —

2009年10月7日、地方分権改革推進委員会第3次勧告「自治立法権の拡大による『地方政府』の実現へ」が首相に手交された。

第3次勧告は、(1)義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、(2)地方自治関係法制の見直し、(3)国と地方の協議の場の法制化、の3つの柱から構成される。

このうち、特に(1)の義務付け・枠付けの見直しがこの勧告のほとんどを占め、第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付けに係る約4,000の条項のうち、特に問題があるとした3つの重点事項に該当する892条項について、個別の条項ごとに具体的に講ずべき措置を提示した。

(2)の地方自治関係法制の見直しでは、教育委員会及び農業委員会の必置規制を見直し、選択性にすることを提言している。

また委員会は、11月9日に最終勧告となる第4次勧告「自治財政権の強化による『地方政府』の実現へ」を提出し、これまでの勧告で積み残してきた地方税財源の問題について提言した。

具体的には、まず当面の課題として、(1)地方交付税の総額の確保及び法定率の引き上げ、(2)直轄事業負担金の改革、(3)地方自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保、(4)国庫補助負担金の一括交付金化に関しての留意点、(5)自動車関係諸税の暫定税率の見直しに際しての留意点、(6)国と地方の事実

上の協議の早急な開始、といった6項目に言及している。

中長期の課題としては、地方税制改革で望ましい地方税体系の構築に向け、国と地方税源配分を5:5とすることを目標に地方消費税を充実するといった提案や、地方6団体の「地方共有税」構想を土台にした地方交付税の制度改革なども盛り込まれている。

なお、最終勧告が示した地方税財源の問題は、委員会の審議が十分でなかったこともあり、委員の一人から補足意見として、法定率引き上げへの反対や税源配分「5:5」への懸念などを記した文書が付された。

2007年4月に発足した地方分権改革推進委員会の主要な任務はこれで一段落し、任期中(2010年3月まで)の今後は、必要があれば政府に意見を述べる役割に移行する。

最終勧告を踏まえた施策の実施は、11月17日に設置が閣議決定された、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議が担う。地域主権戦略会議は、閣僚と有識者による委員から構成される。政府は、年内に地方分権改革推進計画をまとめて、来年の通常国会に新分権一括法を提出するとしている。

一方、第3次・第4次勧告が言及した国と地方の協議の場に関連して、全国知事会が11月12日に「国と地方の協議の場の法制化プロジェクトチーム」を発足させ、知事会案の検討を開始している。

【新刊情報】

自治研かながわ月報特別号

2009 年政権交代の 総選挙結果を分析する

社団法人神奈川県地方自治研究センター理事長 上林得郎 著



《主な内容》

第1部 全国の選挙結果と有権者の動向

出口調査結果を中心に政権交代の要因を分析

第2部 神奈川県内の選挙結果とその特徴

出口調査データから県内小選挙区ごとに有権者の投票行動を分析

資料編

全国及び神奈川県内の選挙結果データと戦後の国政選挙年表を掲載

発行所：社団法人神奈川県地方自治研究センター【定価 500 円】

★★ ご注文は ★★

(社) 神奈川県地方自治研究センター (TEL 045-251-9721) まで

<既刊書(2009年7月10日発刊)もあります>

社団法人神奈川県地方自治研究センター理事長 上林得郎著

自治研かながわブックレット No.2

『入門 自治体病院財政—地域医療の危機と自治体病院財政—』

【定価 1200 円】

編集後記

11月は、国の行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分け」が連日大きくマス・メディアに取り上げられ、多くの国民に「事業仕分け」という用語が浸透していった一ヶ月だった。国の予算編成が「官僚主導」から「政治主導」へと転換しつつある姿を、目に見えてわかりやすい形で国民に示したという点では、多大な効果があったと評価すべき取り組みだろう。

その一方で、仕分け作業の進め方については、議論の時間が不十分であることへの指摘のみならず、仕分け人の専門性を疑問視する意見も出されるなど、さまざまな課題が指摘されている。政治主導への転換は、改革のスピードを速めるというメリットも期待できる反面、多様な人材登用が政策形成への関与を多元化・複雑化させることとなり、それが意思決定責任を曖昧化する可能性も否定できない。そのバランスを保つしくみをいかに求めていくべきか。政治主導の内閣のあり方については、制度面からの検討も必要である。

(谷本有美子)

2009年12月20日

自治研かながわ月報第118号(2009年12月号, 通算181号)

発行所	社団法人 神奈川県地方自治研究センター
発行人	上林得郎 編集人 勝島行正 定価1部 500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表) FAX 045(251)3199
	http://kjk.gpn.co.jp/ E-mail:kjk@gpn.co.jp
振替口座	中央労働金庫横浜支店 1195174 横浜銀行 横浜市庁支店 0709629

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月600円のどちらかを選び、1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・120~150ページ定価800円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。